

新旧対照表（千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱の一部改正）

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱<br/>平成9年4月1日施行<br/>最終改正 <u>令和5年10月1日施行</u></p> <p>第1条 （略）<br/>（占用料の減免）</p> <p>第2条 条例第5条の規定による占用料の減額又は免除については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 占用料を免除するもの （略）</p> <p>(2) 占用料を減額するもの及び減額後の占用料ア （略）</p> <p>イ 条例第5条第5号に掲げるもの<br/>(ア)～(ク) （略）<br/><u>(フ) 新設</u></p> <p>第3条 （略）<br/>第4条 （略）</p> | <p>千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱<br/>平成9年4月1日施行<br/>最終改正 <u>令和7年4月1日施行</u></p> <p>第1条 （略）<br/>（占用料の減免）</p> <p>第2条 条例第5条の規定による占用料の減額又は免除については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 占用料を免除するもの （略）</p> <p>(2) 占用料を減額するもの及び減額後の占用料ア （略）</p> <p>イ 条例第5条第5号に掲げるもの<br/>(ア)～(ク) （略）<br/><u>(フ) 令第16条の3に掲げる工作物、物件又は施設(防災拠点自動車駐車場に設ける物件)……条例第2条に定める占用料の額に10%を乗じて得た額</u></p> <p>a <u>広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であって、災害時において住民その他の者（以下「住民等」という。）に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの</u></p> <p>b <u>次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるもの</u></p> <p><u>(a) ベンチその他これに類する工作物であって、物資の保管その他災害応急対策（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。）の実施に資する機能を併せ有するもの</u></p> <p><u>(b) 貯水槽その他これに類する施設</u></p> <p><u>(c) 太陽光発電設備及び風力発電設備</u></p> <p><u>(d) 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における防災拠点自動車駐車場又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地における防災拠点自動車駐車場に設ける食事施設、購買施設 その他これらに類する施設（高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</u></p> <p>c <u>備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの</u></p> <p>第3条 （略）</p> |

第4条 (略)

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、令和7年4月1日以後の占有に係る占有料の減額又は免除について適用し、同日前の占有に係る占有料の減額又は免除については、なお従前の例による。